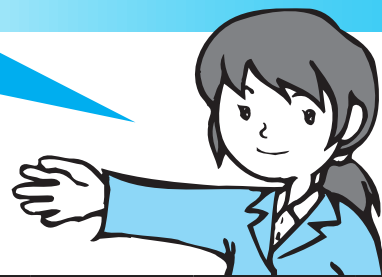


申告をしないままですと！

平成 22 年中の所得の確定ができないため、保育園入園・公営住宅入居などの手続きに必要な所得関係の証明書が交付できません。

また、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の適正な算定ができません。

収入がない場合でも、4 ページに記載されている内容に該当する人は、必ず申告を済ませてください。



確定申告・市県民税申告はお早めに！

市県民税申告受付・相談日程表

市県民税申告受付・相談日程表								
受付時間	全会場共通 午前9時～11時 午後1時～4時							
会 場	合志庁舎	泉ヶ丘支所	西合志庁舎		須屋市民センター			
	地区名	地区名	地区名		地区名			
			午 前	午 後	午 前	午 後		
2月16日(水)	出分 新古閑 上古閑 御領				西須屋団地	須屋		
2月17日(木)	野付 横町 竹迫住宅 合志中央団地				県営住宅 堀川	須屋		
2月18日(金)	上町 日向 新迫 下町				須屋	須屋		
2月21日(月)	二子 油古閑 原口 原口下				上須屋	上須屋		
2月22日(火)	上庄				東須屋	東須屋 南須屋		
2月23日(水)	平島 鹿水 栄住宅 山下団地				榎ノ本 南陽	黒石 九州沖縄農研		
2月24日(木)	新栄温泉団地 中林 後川辺 栄温泉団地				新開 みずき台	黒石団地 須屋陽光台団地		
2月25日(金)	※ご注意ください！ 2/25～3/8の間は 合志庁舎での受付は していません。	群 桜路			黒石団地	黒石団地		
2月28日(月)		黒石原 西沖住宅			御代志 南原住宅			
3月 1日(火)		泉ヶ丘			若原	若原		
3月 2日(水)		雇用促進住宅 笹原			大池 東大池	木原野 ユトリック団地		
3月 3日(木)		すずかけ台			外園 湯之端 くぬぎヶ丘団地	中尾 芝原 東		
3月 4日(金)		永江団地 沖野台			城 上生 北	本村 辻		
3月 7日(月)		武蔵野台			小合志 小池	高木 江良 合生住宅		
3月 8日(火)		杉並台			灰塚 黒松 辻久保	弘生 生坪 立割 桑木鶴団地		
3月 9日(水)	地区指定なし受付		地区指定なし受付					
3月10日(木)	地区指定なし受付		地区指定なし受付					
3月11日(金)	地区指定なし受付		地区指定なし受付					
3月14日(月)	地区指定なし受付		地区指定なし受付					
3月15日(火)	地区指定なし受付		地区指定なし受付					

※須屋市民センター
の駐車場は、建物右
奥のグラウンドをご
利用ください。ご協
力をお願いします。

※須屋市民センターの駐車場は、建物右奥のグラウンドをご利用ください。ご協力をお願いします。

【大切なお知らせ】

※合志庁舎は 2 月 25 日から 3 月 8 日まで受付ができません。

※決められた時間以外での受付はできません。時間まで番号順にお待ちいただきます。

※申告はできるだけ地区指定日をお願いします。3 月 9 日から 15 日まで（土・日を除く）は地区指定なく合志庁舎・西合志庁舎で受付を行ないますが、毎年大変混雑し、長時間お待たせする場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。

※申告会場はすべて朝 8 時 30 分ごろに開場し、番号札も同じ時間から用意しますのでご注意ください。

確定申告 2月16日(水)～3月15日(火) 会場:菊池税務署

(贈与税 3 月 15 日 (火) まで 消費税 3 月 31 日 (木) まで)

平成 22 年分の所得税の確定申告は 2 月 16 日 (水) から 3 月 15 日 (火) までとなっています。確定申告が必要な人は、税務署で行なってください。

【確定申告をしなければならない人・必要な人】

- 給与収入が 2 千万円を超える人
- 2 カ所以上の事業所からの給与がある人
- 給与所得があり、給与以外の所得が 20 万円以上ある人
- 土地・建物などの譲渡所得がある人
- 株式の譲渡所得または損失がある人（例外有）
- 生命保険（死亡・満期）受取による所得がある人
- 配当・FX 取引などの所得がある人
- 先物取引所得がある人
- 免税牛所得がある人
- 住宅借入金等特別控除を受ける人（特に取得に際し贈与を受けた場合、連帯債務がある場合など）
- 申告に関し不明な点・質問がある人

【確定申告の受付場所】

- 会 場 菊池税務署1階
- 期 間 2月16日(水)～3月15日(火)
(土・日・祝日を除く)
- 時 間 午前9時～午後4時
※2月7日(月)から15日(火)まで南九州税理士会菊池支部による無料相談を同会場で実施します。
(土・日・祝日を除く)
- 問い合わせ先
菊池税務署(代表・総務課) ☎0968-25-2121
- 申告書の郵送などの送付先
〒861-1393 菊池市限府874-1 菊池税務署

- 国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で確定申告書が自宅で簡単に作成できます。ここで作成した申告書は税務署に提出できます（郵送・持参）。[国税庁ホームページ] <http://www.nta.go.jp>
- 国税電子申告・納税システム（e-Tax）で、税務署に出向くことなく申告・納税ができます。ご利用にあたっては事前に届出が必要ですので、詳しくは [e-Tax ホームページ] <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

市県民税申告 2月16日(水)～3月15日(火) 会場:5ページ日程表のとおり

市では、この期間に市県民税申告会場を開設します。市県民税申告が必要な人は、市が開設する申告会場へお越しください。

●市県民税・国民健康保険税に関する問い合わせ先 税務課(合志庁舎) ☎248-1114

【市県民税申告をしなければならない人】

- 平成 23 年 1 月 1 日現在で本市に住所があり、次に該当する人。
- 平成 22 年中に所得税は課税されないが、何らかの収入があった人
- 平成 22 年中に収入がなかった人
- 市外の人（単身赴任などしている人）の扶養となる家族の人
- 公的年金受給者で、社会保険料などの控除を受ける方やほかの収入があった人

※ただし、次の場合を除きます。

- ☐ 確定申告書を税務署に提出する人
- ☐ 給与所得のみで年末調整が済んだ人
- ☐ 市内に住所のある親族の扶養になっている人

5 ページの日程表をご確認のうえ、できる限りお住まいの地区の指定日・会場で申告してください。

【市県民税申告に必要なもの（主なもの）】

- 給与・公的年金の源泉徴収票（金額に関係なくすべて必要です）
- 作成済の事業・農業・不動産所得の収支内訳書
- 保険料の控除証明書（生命保険・個人年金・地震保険）
- 国民年金納付証明書・任意継続保険領収証など
- 医療費領収証（平成 22 年中の領収印の押されたもの）と集計表
- 印かん（認印で可）
- ※確定申告の場合はこのほかに
- ☐ 申告書（税務署から送付があった人）
- ☐ 本人名義の預貯金通帳または口座番号の控えなどが必要になります。

【医療費控除を受ける人へお願い】

医療費控除は、平成 22 年中にお支払いになった領収証の添付が必要です。また、事前に集計を済ませておいてください。（集計していないと受け付けられません）